

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-3-3
許認可等の種類	電気工事業の登録証の交付				
根拠法令条例等・条項	電気工事業の業務の適正化に関する法律第7条第1項				
許認可等の概要	知事は登録、更新登録をしたときは登録証を交付する。				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>電気工事業の業務の適性化に関する法律 (登録証の交付) 第7条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第3条第1項又は第3項の登録をしたときは、登録証を交付する。</p>				
基準の制定根拠	昭和45年法律第96号				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	<p>30日</p> <p>経由機関(地域振興局) 10日</p> <p>処分庁 20日</p>				
期間の制定根拠	過去の実績				